

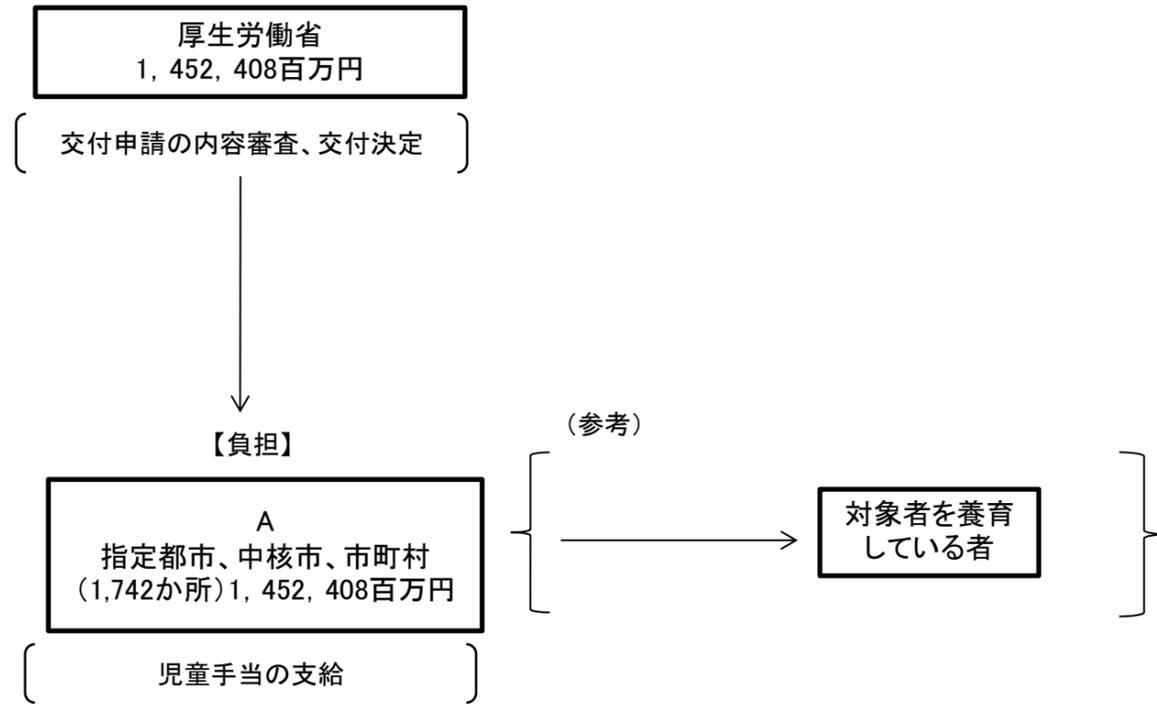
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	子どものための金銭の給付交付金に必要な経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和46年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	育成環境課		為石 摩利夫		
会計区分	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定		政策・施策名	VI-3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・児童手当法第18条、第19条 ・児童手当法施行令第5条		関係する計画、通知等	児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて (厚生事務次官通知 昭47.1.20厚生省発児第2号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添のとおり。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	2,120,935	1,458,515	1,431,099	1,417,775	1,417,663	
		補正予算	▲ 293,660	32,829	30,035	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
	計	1,827,275	1,491,344	1,461,134	1,417,775	1,417,663		
執行額	1,827,272	1,491,268	1,452,408					
執行率(%)	100.0%	100.0%	99.4%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	児童手当受給者数		成果実績	人	10,715,509	10,725,694	—	
	※児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対して支給されるものであり、支給対象者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできない。		目標値	—	—	—	—	
	【定性的指標】 児童手当の支給により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	児童手当受給者数		活動実績	人	10,715,509	10,725,694	—	—
			当初見込み	—	—	—	—	—
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものであり、単位当たりコストの算出にはなじまない。		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	X/Y	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	(目)子どものための金銭の給付交付金	1,417,775	1,417,663	支給対象児童数の減				
	計	1,417,775	1,417,663					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	児童手当法において国庫負担することが定められていること、少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いこと等から、国費を投入しなければならない事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	児童手当法において国庫負担することが定められていること、少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いこと等から、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭からは経済面での支援を求める声も強いこと等から、子ども及び子育て家庭を支援するという明確な政策目的の達成手段として位置づけられ、優先度が高い事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、児童手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものであり、費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	本事業は市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものである。平成24年度から現行の児童手当制度になって以降、安定した制度の運用をしており、平成23年度、平成24年度及び平成25年度とも交付申請を行った全市町村に対し、交付金を交付したところ。本事業は法令上交付することが規定されている経費であり、今後も安定した制度運用ができるよう、自治体への指導等や適正な財源の確保など国として必要な対応を行いながら、引き続き実施する。				
	改善の方向性	全国児童福祉主管課長会議等の機会を利用し、各都道府県等を通じるなどして、児童手当の申請漏れや不正受給が生じることのないよう、税務部局や福祉部局等との関係機関の連携を図り、制度が引き続き適正に運用されるよう必要な指導助言を行う。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であり、児童手当の支給は次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することから、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	-					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	896	平成24年	778	平成25年	662

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.横浜市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	子どものための金銭の給付交付金に必要な経費	41,085			
計		41,085	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	児童手当の支給	41,085	-	-
2	大阪市	児童手当の支給	28,732	-	-
3	名古屋市	児童手当の支給	25,451	-	-
4	札幌市	児童手当の支給	19,194	-	-
5	福岡市	児童手当の支給	18,172	-	-
6	神戸市	児童手当の支給	17,058	-	-
7	川崎市	児童手当の支給	16,311	-	-
8	京都市	児童手当の支給	14,963	-	-
9	広島市	児童手当の支給	14,935	-	-
10	さいたま市	児童手当の支給	14,653	-	-

## 平成26年行政事業レビューシート

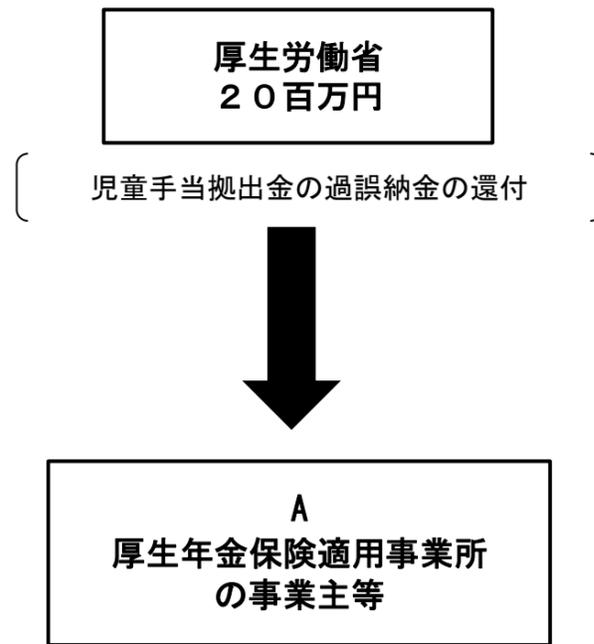
(厚生労働省)

事業名	過誤納拠出金の払戻し等に必要な経費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和46年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	育成環境課		為石 摩利夫			
会計区分	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定		政策・施策名	VI-3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童手当法第22条第1項 厚生年金保険法第89条 国税通則法第56条		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童手当拠出金に過誤納金が生じた場合において、過誤納金が生じた厚生年金保険適用事業所の事業主等に対し、当該過誤納金の還付等を行うことを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	対象者: 厚生年金保険適用事業所の事業主、各共済組合(国家公務員共済組合を除く) ○事業主体: 国								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算の状況			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		当初予算		26	28	21	24	45	
		補正予算		-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し		-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し		-	-	-	-	-	
		予備費等		-	-	-	-	-	
		計		26	28	21	24	45	
執行額		22	27	20	-	-			
執行率(%)		84.6%	96.4%	95.2%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	本事業は児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、過誤納金を速やかに還付する事業であり、目標値の設定になじまない。(成果実績は執行率)			成果実績	-	84.6%	96.4%	95.2%	-
				目標値	-	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	執行率			活動実績	%	84.6%	96.4%	95.2%	-
				当初見込み	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	本事業は児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、過誤納金を速やかに還付する事業であり、単位当たりコストの算出にはなじまない。			単位当たりコスト	-	-	-	-	-
				計算式	X/Y	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	(目)賠償償還及払戻金	24	45	直近の執行状況等を勘案したことによる増					
	計	24	45						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、国が過誤納金を速やかに還付する事業であり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、国が過誤納金を速やかに還付する事業であり、国が実施する事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、国が過誤納金を速やかに還付する事業であり、優先度が高い事業となっている。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対して、過誤納金を還付するための費用に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	本事業は、児童手当拠出金を過誤納付した事業主等からの還付請求に対し、当該請求の内容について、審査を経て還付が必要とされたものに還付を行う事業であり、事業主より児童手当拠出金の納付を受ける以上は必要な事業であるため、今後も引き続き実施する。			
	改善の方向性	今後も事業主からの還付請求に対して、速やかに審査を行い、還付を行う。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	児童手当拠出金の過誤納付に伴う還付に必要な経費であり、引き続き必要な予算額を確保しつつ、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
—					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	—	平成24年	1016	平成25年	663

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)



A.厚生年金保険適用事業所の事業主等			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賠償償還及払戻金	過誤納に係る児童手当拠出金の払戻し等	20			
計		20	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					